

## 令和5年7月 川棚町議会臨時会会議録

令和5年7月13日 木曜日（午前10時開会）

## 出席議員（14人）

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企画財政課長	佐々木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健康推進課長	太 川 一 輝
長寿支援課長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住民福祉課長	小 中 尾 寿 隆
産業振興課長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダム対策室長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 11 号 専決処分の報告（町道新谷三反間線道路改良工事（その  
1）の工事請負契約の変更）
- 第 4 議案第 26 号 令和 5 年度川棚町一般会計補正予算（第 3 回）
- 第 5 議案第 27 号 令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第  
1 回）
- 第 6 議案第 28 号 工事請負契約の締結（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改  
修工事）

( 1 0 : 0 0 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和5年7月川棚町議会臨時会を開会いたします。これから、本日の会議を開きます。

( 1 0 : 0 0 )

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

**議** \_\_\_\_\_ **長** 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。本臨時会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、炭谷猛議員及び辻清人議員を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付をしております会期日程案のとおり、本日1日限りと決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

( 1 0 : 0 1 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

### 日程第3 報告第11号

**議 長** 次に、日程第3、報告第11号「専決処分の報告（町道新谷三反間線道路改良工事（その1）の工事請負契約の変更）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに令和5年川棚町議会7月臨時会を招集しましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

本日の臨時会は、地方自治法第102条第3項の規定により招集したところであります。本日の臨時会での行政からの提出議案等ですが、補正予算2件、工事請負契約の締結1件と専決処分の報告1件でございます。

それでは、報告第11号「専決処分の報告（町道新谷三反間線道路改良工事（その1）の工事請負契約の変更）」についての提案理由をご説明いたします。

町道新谷三反間線道路改良工事（その1）の工事請負契約につきましては、令和4年12月8日に開催の定例会において、議案第59号で工事請負契約の締結を議決いただいて工事を施工していたところでございます。

しかし、施工中に工事の一部に変更が生じましたが、緊急を要するものであったため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、制定されております、町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4項の規定により、令和5年6月30日付けで専決処分により契約変更を行ったところでございます。

そこで、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。そのほか、専決処分の内容につきましては、建設課長から説明させますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** それでは、専決処分の内容につきまして、ご説明をいたします。1枚めくっていただきまして、専決処分書をご覧ください。

ただいま町長より説明がありましたように、本工事の施工期間中に工事の一部に変更が生じたことから、契約金額について変更を行う必要となりました。

その契約金額につきましては、記載にありますように、変更前の工事請負金額が4,670万8,200円でありましたが、変更後の工事請負金額を4,635万4,000円としたもので、変更により35万4,200円の減額となっております。

町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定による専決事項につきましては、「緊急性がある契約の変更は、契約金額の10%以内の増減を行うこと。ただし、10%以内に相当する金額が500万円以下であるものに限る。」と規定されており、この契約変更は工事請負金額の35万4,200円の減額であり、その減額率は約0.8%となっております。

なお、工期につきましては、令和5年7月31日までと定めておりましたが、既に工事は完成しており、7月3日付けで工事完成通知が提出されたことから、7月4日に工事竣工検査を実施して、施設の引き渡しを受けております。それでは、主な変更内容について、ご説明をいたします。次のページの参考資料をご覧ください。

なお、説明に当たりましては、変更となります工事の概要についてのみとさせていただきます。変更内容は赤字で記載をしております。

本工事の概要。

1. 作業土工。

床掘  $V = 250 \text{ m}^3$ 、変更後  $V = 140 \text{ m}^3$ 。

埋戻  $V = 280 \text{ m}^3$ 、変更後  $V = 190 \text{ m}^3$ 。

地盤改良  $V = 130 \text{ m}^3$ 、変更後  $V = 70 \text{ m}^3$ 。

2. 排水工。

集水柵 (500×500×900)  $n = 1.0$ 基、変更後  $n = 2.0$ 基。

4. 防護柵工

カードレール  $L = 1.5 \text{ m}$ 、変更後  $L = 2.5 \text{ m}$ 。

5. 仮設工。

工法の変更 ダウンザホールハンマ工、変更後アースオーガー工。

6. 処分工。

発生土砂  $n = 1.0$ 式、変更後  $n = 1.0$ 式(減)。

舗装殻及びコンクリート殻  $n = 1.0$ 式、変更後  $n = 1.0$ 式(増)。続きまして、参考図1をご覧ください。完成平面図となっております。

施工延長及びボックスカルバートの設置延長については、当初から変更はありません。

工事全体延長は85.4mであります。そのうち、本工事の施工延長は、35.4mであり、全体延長の約4割の工事が完了をしております。図面の上側には、工事完成後の写真を添付しております。

左側の写真は、国道新谷交差点から写したものであり、右側の写真は基幹農道終点側の方から写したものであります。次のページの参考図2をご覧ください。

標準断面図となっております。左側が変更前、右側が変更後の断面図であります。

左側段面図の青で塗りつぶしている範囲は、地質ボーリング調査の結果、ボックスカルバートを設置する際、地盤の強度不足があると想定して地盤改良を行うこととしていた範囲であります。変更後の図面では、青の塗りつぶしの範囲が薄くなっております。

これは、当初想定しておりました支持地盤が、床掘後、想定より浅い箇所を確認できたことから、結果的に床掘深さが浅くなっております。

そのため、床掘数量、埋戻数量、地盤改良数量が減となったものであります。また、仮設工となる土留めについても当初計画していた幅を6mとしておりましたが、請負業者との協議により、土留め幅を4.5mと狭くして施工が行えることを確認できたため、土工事の数量が減額となった要因でもあります。

ただいま説明いたしました、仮設工事における土留めは、工法の変更も行っております。

変更理由といたしましては、当初はダウンザホールハンマ工を採用しておりましたが、この工法の特徴として、硬質地盤や玉石を効率的に掘削する工法であることからの採用でありましたが、圧搾空気により掘削土を地中から地上に吐き出す工法であるため、周辺にほこりが飛散する恐れがあったことから、工法の見直しを行い、周辺にほこりの飛散が少ないアースオーガー工に変更を行っております。

工法の内容については、実際の現場の写真を左下に添付をしております。写真内のスクリー状の棒がアースオーガーであり、このアースオーガーを

回転させながら掘削を行い、掘削後、H型鋼を埋設して土留めの柱としたものであります。

真ん中の写真は、ボックスカルバート設置状況であり、水路の大きさは、幅2m、高さ1mを確保しており、既存の水路と同規模の断面となっております。

右側写真は、竣工写真であり、基幹農道との取付け箇所側から国道側に向かって写したものを参考に添付しております。以上が、専決処分の報告に伴う工事請負契約の変更内容の説明であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(10:11)

#### 日程第4 議案第26号

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第4、議案第26号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 議案第26号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,658万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を67億9,959万4,000円にしようとするものであります。

補正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援事業について、ご審議をお願いするものであります。

その主なものは、歳出においては、価格高騰の影響を受けた事業者を支援



するため、キャッシュレス決済におけるポイント付与キャンペーンにより、落ち込んだ消費を拡大するキャッシュレス推進事業費や、価格高騰の影響を受けた子育て世帯を支援するため、町内小中学校給食費を助成する感染症対策事業費などを計上したものであります。

また、歳入においては、歳出の補助事業等の増額に伴う国庫支出金を計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、私のほうから補正予算の内容につきまして、事項別明細書の歳出から説明しますので、8・9ページをお願いします。

3款民生費であります。2項4目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、10款において説明いたしますが、町立小中学校に通学する子を持つ世帯への給食費支援に合わせ、町立小中学校以外の学校へ通学する子を持つ世帯に対して、同等程度の支援を行うものであります。

内容としましては、町立小中学校の給食費支援と同水準である小学生一人当たり28,000円を11人分、中学生一人当たり33,000円を27人分、18節補助金として計上し、振込手数料として11節役務費を5,000円計上するものであります。次のページをお願いします。

7款商工費であります。1項5目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、キャッシュレス決済サービスを活用したポイントキャッシュバックキャンペーンを実施することにより、町内の消費喚起を図り、物価高騰の影響を受けている町内事業者を支援するためものです。実施時期は12月から1月の2か月間を予定しており、事業実施に伴う経費を12節委託料として1,600万円計上するものであります。次のページをお願いします。

10款教育費であります。6項3目新型コロナウイルス感染症対策事業費につきましては、物価高騰の影響を受けている子育て世帯への支援を図るため、町内小中学校4校に通学する子を持つ世帯に対して、学校給食費の無償化を図るものです。実施期間は10月から翌年3月までの6か月間で、小学1年生から中学3年生までの全生徒を対象としております。歳出は以上であ

ります。続きまして歳入を説明します。6・7ページをお願いします。

14款国庫支出金であります。2項5目総務費国庫補助金につきましては、歳出で説明しました各種事業の補正に合わせ増額するものです。歳入は以上であります。

以上で、令和5年度一般会計補正予算（第3回）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**議 長** これから、質疑を行います。堀池議員。

**9 番 堀 池** 今ご説明があった中で、10ページのですね、キャッシュレス事業費ポイントキャッシュバックキャンペーン、12月から1月までの2か月間ということだったんですけれども、この詳しい内容について、教えていただけないでしょうか。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 詳細について申し上げます。民間の決済サービスを活用しまして、今想定ではありますが、利用率、キャッシュバック還元率ですね、そちらにつきましては、概ね15パーセントを想定しております。こちらは町内のキャッシュレス決済を導入されている事業者が対象の利用店舗となりますが、利用される方の一人当たりの付与上限、1回当たりのキャッシュバック、ポイントキャッシュバックの付与額ですね、1回当たりの付与額は、1回当たり1,000円を想定しております。

そして、期間中は概ね5,000円、要は12月から1月の2か月間の最大のキャッシュバックの上限は概ね5,000円を想定しております。そちらを計算しますと、2か月で概ね1,600万程度の委託料、そちらの委託料につきましても、キャッシュバックの原資、そして販促費等が含まれております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。企画財政課長。

**企画財政課長** 補足させていただきます。先ほどの1,600万円の内訳に、ご高齢の方のスマホ、そういうキャッシュレス決済の導入の支援、スマホ教室みたいなそういう支援も2回ほど予定しております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小谷議員。

1 3 番小谷 関連してなんですけれども、これ以前やったときは確かP a y P a y でやったと思うんですけれども、今回もP a y P a y でということなんでしょうか。

議 \_\_\_\_\_ 長 産業振興課長。

産業振興課長 質問にお答えします。前回と同様のP a y P a y を予定しております。理由としましては、事業者の決済手数料を比較したところ、最も高い事業効果が期待されるためと思っております。以上です。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。よろしいですか。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第26号「令和5年度川棚町一般会計補正予算（第3回）」は、原案のとおり可決されました。

(10 : 22)

## 日程第5 議案第27号

**議**            **長** 次に、日程第5、議案第27号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第27号「令和5年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,002万円にしようとするものです。補正の主なものとしまして、歳入における国庫補助金の増額であります。

なお、補正の詳細につきましては、健康推進課長から説明いたしますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書でご説明いたします。歳入から説明をいたしますので、予算書の6ページ・7ページをお開き下さい。

3款国庫支出金、1項2目出産育児一時金補助金につきましては、今年度から出産育児一時金の上限額が42万円から50万円に増額されております。その財源措置として、今年度に限り、出産1件当たり5,000円を上限とする補助を受けるものであります。

6月5日に厚生労働省保険局国民健康保険課長から都道府県国民健康保険主管課長に補助金申請書の作成要領が示されておりましたので、当初交付申請額の算定に当たっては、令和4年度の実績件数によるものと指示をされておりましたので、本町においては昨年度の実績4件分ということで、それに1件当たり5,000円を乗じた2万円を交付申請しておりましたので、同額を補正計上しております。

なお、この補助金につきましては、8月に1回目が交付される予定となっておりますので、今回提案させていただくものであります。

次に、歳出を説明いたします。8ページ・9ページをお開きください。

2 款保険給付費、4 項 1 目出産育児一時金は歳入で説明いたしました、国庫補助金の交付見込みにより、財源を調整するものであります。予算額の増減はありません。次のページをお開きください。

9 款予備費、1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見合いにより調整するものであります。以上で、説明を終わります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。ありませんか。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですね。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第 27 号「令和 5 年度川棚町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）」は、原案のとおり可決されました。

( 1 0 : 2 6 )

## 日程第6 議案第28号

**議 長** 次に、日程第6、議案第28号「工事請負契約の締結（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第28号「工事請負契約の締結（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事）」につきまして、提案理由をご説明いたします。

今年度予定しております、川棚大崎自然公園交流広場の人工芝改修工事の指名競争入札において、10者を指名し、入札会を7月3日に実施したところ、9者が入札に応札したところであります。

その結果、長崎県佐世保市福石町20番8号、株式会社梅村組 代表取締役社長 梅村尚一郎が、1億8,344万7,000円で落札決定いたしましたので、7月6日に仮契約を締結しております。

この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当することから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要につきましては、産業振興課長より説明させますので、ご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、ご説明いたします。議案の次のページ、参考資料をご覧ください。

工期につきましては、契約の日から令和6年3月15日までとしております。工事場所は、川棚町小串郷地内です。

大崎自然公園交流広場の人工芝の概要ではありますが、現状は、平成23年11月に完成した川棚大崎自然公園交流広場の人工芝は、日本ホッケー協会公認競技場としての有効期限を経過し、機能の低下により基準を満たさず、再取得が困難な状態となっており、令和6年度に、九州北部4県で開催される全国高等学校総合体育大会のホッケー大会競技場として、本町及び佐世保市において開催されることから、改修工事を行うものであります。

予定されている試合数は、1回戦から決勝戦までで全46試合中22試合が川棚町で行われる予定であります。

本工事の概要は、人工芝改修面積6,840㎡において、既存の人工芝を剥ぎ取った後、新たな人工芝の張り替えを行います。

散水設備の改修として、現在フィールド内に口径20mmの散水栓が8か所ございますが、そのうち3か所を40mmの散水栓に変更を行います。続きまして、次のページ、A3版三つ折りの1枚目をお開きください。

この図面は、工事箇所の平面図であり、ピンクに着色した交流広場人工芝の全面が工事範囲となります。

また、フィールド上側の中央部、フィールド右側の中央部、フィールド下側の右部の散水栓を3か所改修します。次のページ、A3版三つ折りの2枚目をお開きください。

この図面は、人工芝の改修図と配置図となります。左側の改修図では、上側に既存の人工芝の断面構成図、下側に新たな人工芝の断面構成図となっております。

現在は、砂が充填されているタイプの人工芝ではありますが、日本代表や実業団チームなど、トップレベルの試合が行われているウォータータイプの人工芝に張り替えることで予定しております。

右側の配置図では、メイン部の人工芝の色を青色、11人制のラインを白色、6人制のラインを緑色としております。次のページ、A3版三つ折りの3枚目をお開きください。

この図面は、11人制及び6人制のホッケーコートの寸法図であり、日本ホッケー協会ハンドブックに準拠するものとしております。次のページ、A3版三つ折りの4枚目をお開きください。

このページは、令和4年1月27日に行った人工芝の試験結果であります。

試験項目として、「衝撃吸収性」、「垂直変位」、「ボール垂直反発高さ」、「人工芝の摩耗・劣化状況」の4項目を行っております。

試験の結果は、どの項目でも規格値を満たしていない箇所があり、全体的にフィールドが硬化している、硬くなっている状態となっております。

また、完成後10年以上が経過していることから、人工芝の摩耗・劣化・傷みが顕著に現れております。最終ページをご覧ください。

入札結果一覧表であります。指名業者数は10者でありましたが、1者が

入札を辞退されたため、9者による入札結果となっております。以上で、説明を終わります。

**議 長** これから、質疑を行います。小谷議員。

**1 3 番 小 谷** 4枚目ですかね。テストの結果報告の分ですが、一番下の総評のまとめの部分に、ほかのホッケー場でも大体10年から13年で張替えが行われているようなことも書いてありますけれども、今回張替えをして、やはりまた10年後ぐらいに、また張替えが、次の張り替えがまたくるのかなと思うんですけれども、今回は積立も何もなかったんで、起債をしてからということになっておりますが、今後の10年後というものに関しては、その財源の積立といいますか、計画といいますか、そういうものは何か考えられているんでしょうか。

**議 長** 町長。

**町 長** 小谷議員のご質問にお答えいたします。今回、急遽張替えに至りましたのは、令和6年度にインターハイのほうが開催されるということで、今の状態では本町のホッケー場におきまして、準決勝・決勝の試合が行えないということで報告があっていたところでございます。

それまでは、現状施設のほうで開催をする予定でございましたけれども、公認が取れない、そして決勝戦・準決勝戦ができないということで、今回、急遽張替え工事を計上させていただいたところでございます。

先ほど小谷議員がおっしゃいましたように、また10年後、12年後、同じような状態がきたときにどうするのか、積立はするのかということでございますけれども、今のところ、そういう計画の方は立てていない状況でございます。以上です。

**議 長** ほかに。山口議員。

**3 番 山 口** 工事内容のことではないですけれども、いわゆるこれの目的が、単にここの来年のインターハイ7月末だと思いますが、その22試合しかないんですけども。そうすればそのあとですね、せつかく1億8,000万、非常に高い町税を使ってするわけですから、九州のホッケー大会とか、全国ホッケー大会とか、そういったのを招聘する大会を開催をするような計画をしているのかどうか。このインターハイの22試合のために、これだけ使うというのは逆に言えばもったいない。そうすれば、そのあとどうい



うふうな使用をしていくのか、おそらく高校の高総体で使うのは、もう2試合しかないんですよ、県内で。そうすれば、ホッケー大会というのであれば、九州大会とか、全日本の大会とか、そういうのをせっかくであればですね、呼び込んで開催する。そういう計画を立てていかなければ、せっかくのこれだけの高い投資が無駄になるというふうに考えますが、そこをどういうふうに考えておられるのか。

**議 長** 町長。

**町 長** 山口議員の質問にお答えいたします。現在、ホッケー協会のほうから、インターハイに限らず、この改修終わった際にはウォーターベースのグラウンドというのは九州に1つしかございません。これを利点といたしまして、各競技、高校生に限らず、社会人もあります。コロナ禍前は韓国からも練習を兼ねて合宿に来ておられました。そういう大会を常時誘致していくということで報告を受けているところでございます。

また、詳細がありましたら教育委員会のほうから補足をお願いしたいと思いますけれども、ホッケー協会のほうからはそういうことで報告を受けて、今後もそういう社会人・高校生へ、または九州全土、または全国へ広げながら試合を行っていく、または練習試合を行っていくというふうにお聞きをしております。以上です。

**議 長** 何か補足説明はありますか。はい、教育次長。

**教 育 次 長** 教育委員会からご説明をさせていただきたいと思います。

まず、今後の活用方法としましては、ホッケー競技での活用を基本としまして、その他のスポーツへの活用も想定されますが、ホッケー競技での活用策としましては、先ほど町長が答弁しましたとおり、ジュニアから成人までの練習場や競技普及のためのイベント、そして公式大会の会場としての利用を想定しております。

また、学生やクラブチームの合宿等での利用といったことも含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、フットサルやグラウンドゴルフ等といったホッケー以外のスポーツでの練習場や大会での利活用の促進、住民の方の健康づくりの場としても活用できないか、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、関係部局とともに、今後の取り組みの方向性を考えてまいりたいと思います。以上です。

**議** **長** はい、町長。

**町** **長** 先ほど山口議員のほうに九州に1つしかないということで、答弁させていただきましたが、鹿児島県と大分県にあるということですので、本当申し訳ございません。訂正させていただきます。

**議** **長** ほかに。辻議員。

**6 番** **辻** 指名競争入札で金額が7者が全部同じ金額というのは、これ競争入札になってないんじゃないかと思うんです。

それからもう1つ、最低制限価格が1億6,650万9,000円。失格された金額より9,000円しか違わないんですよ。これは、町民はこれ金額見てですよ、おかしいんじゃないかと思われないんでしょうか。

そして、梅村組が落札されていますけれども、されたとき、この梅村組が次の下請けというか、そういうものが指定されているのかどうかですね、お聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

**議** **長** 町長。

**町** **長** はい。辻議員のほうからは、入札価格が疑義があるということでは言われたのかと思っております。

この予定価格につきましては、私自身、今、事業者、燃油高騰、人件費、機材の高騰等々で、かなり厳しい状況だと理解をしているところでございます。

その中で、100円でも多く1,000円でも多く高い金額で入札していただけるという思いで、この金額を予定価格とさせていただいたところでございます。

失格者が7者今回ございました。これは私が関知することではございません。各業者がこの価格で入札をされたということでございます。

今回このような事態が起きましたことは、今後の参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

下請けにつきましては、私はわからないところでございます。あくまで、梅村組さんが落札したというところでございます。

**議** **長** 補足説明はないですか。よろしいですか。産業振興課長。

**産業振興課長** はい。辻議員からのその下請けの件ですけれども、まだ本契約を締結しておらず、業者とは詳しく詳細の打ち合わせを行っておりませんの

で、下請けされるかどうかっていうのは、現在のところお答えすることができません。以上です。

**議** 長 ほかに。堀田議員。

**1 番 堀 田** はい。1番堀田です。10年前、最初のときですね、沈むために、浮沈防止策で舗装安定剤あたりを結構使われたと思うんですけど、その10年経ったあと、そういったその沈下するっていう心配はないのかですね。

それと、そのそういうことで、また再度契約変更とか、そういったものが生じないのかですね、十分精査されたのかどうか。

それと、処分する人工芝ですね、人工芝を譲り受けるっていうことはできないんですか、その一部分だけですね。一部分だけの譲り受けというのはできないのか、お尋ねします。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。堀田議員からの質問に、まず下地についてということで、現状見た限りでは、大丈夫だろうという判断でありますけれども、人工芝を剥ぎ取って見ないと、その下の状況が本当に見えないという部分でありますので、そこで剥ぎ取ったあとに下地の確認をしまして、補修が必要なのかどうかをそこで判断したいと思っております。そのときには、契約変更の対象になってくるのかなと思っております。

次の、人工芝をもらい受けできないかということですが、その質問想定しておりませんでした。ちょっとそこは、産廃処理になりますので、そこを個人さんのところに処分というのはどうなのかと思っておりますけれども、ここではそういう回答で申し訳ございません。

**議** 長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。増山議員。

**2 番 増 山** 2番、増山真理です。先ほどいろんな年代のチームとか、いろんな大会を呼びたいということの計画がとおりになるということがお話されたんですけども。

お隣の国、韓国もフィールドホッケーは盛んなんですけども、韓国の、日本における日体大みたいなチームが日本に来て、川棚町に合宿をされたときに、なぜ川棚町を選ばれたんですかとお聞きしたら、韓国は冬場非常に温度が下がるので、フィールドが使えない、また、雪が積もったりしてフィー

ルドが使えないので、川棚町でやれるということは非常にうれしいんだということをお話を聞いたことがありますので、是非海外のほうにも目を、視点を広げて誘致していただきたいと、招聘していただきたいと思うのと、文化が違いますので、いらした方々が、非常に戸惑われることも多いことがありますので、そのサポート、フォローアップも含めて考えていただけたらなと思います。よろしくをお願いします。

**議 長** そういった質問と捉えて、ご回答をお願いします。はい、副町長。

**副 町 長** はい。今のご指摘、ご提案等は今後の参考にさせていただきたいと思えますけれども、早速、私が及んでいるところで申し上げますと、インターハイ終了後、すぐに韓国の高校生のチームを呼んで試合をするということで計画を立てているというふうに聞いております。以上です。

**議 長** ほかに、田口議員。

**1 0 番 田 口** はっきり覚えていないので聞きますが、この交流広場は、指定管理の範囲内のものでしょうか。すなわち、出来上がれば、その指定管理者が料金収入なんかは受け取るということになるんですかね。

**議 長** 町長。

**町 長** はい。今現在、一般社団法人川棚町観光協会のほうに委託をさせていただいております。委託期間中は、観光協会に引き続き委託をお願いしたいと思っているところでございます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。堀池議員。

**9 番 堀 池** はい。9番堀池です。今回、このウォーターベース人工芝、九州に3か所目になるということですね。

その中で、散水設備改修は8か所のうち、3か所ですよと。あと5か所のほうは、それに対応できる形には維持できているということの判断でよろしいでしょうか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 散水設備についてのご質問にお答えいたします。現在、このフィールド内での水道管がテニスコート側からの入り口からフィールド内に入って左右に分かれて埋設されております。埋設されている管の大きさが、40mmの箇所は散水栓を変更、増径するものであります。

ただ、入ってすぐの入り口の散水栓は、そのままとしております。散水栓の変更と併せて、1か所の散水栓につき、散水ホースを60m分購入をして、フィールド全面への散水ができるようにと考えております。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 参考資料のですね、機能の低下により、基準を満たさないというふうなことが、再取得の目的となっていると思うんですけども、以前から基準規格については、具体的なことはなかったわけですけども、大会も控えて、協会のほうから申入れがあって、基準が大会ごとに、重要な大会であれば開催ができないというようなことが説明があっていたと思うんですけども。この基準というのは一般的に難しいのか、だれが基準を、もちろん策定は協会だと思いますけども、そこら辺にこれを再取得するために確認したといえますか、この図面でどうか、こういう設計でどうかというようなことを誰が基準を満たすというようなことを判断したのか、そこら辺に協会との交渉があったものかというのをちょっと確認をしたいと思いますけども。以上です。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** 本日お配りしております資料の最後から2枚目のA3の図面をご覧ください。川棚大崎自然公園交流広場フィールドテスト結果報告書であります。試験項目4項目の中に規格値という箇所があると思います。日本ホッケー協会ナショナル規格における規格値であります。その範囲を満たしていない箇所を赤文字で示しております。やはり、ここが規格値内に収まらないとフィールドの公認取得が困難という結果となるみたいですので、このテストの結果でもわかるように、特にボールの垂直反発高さにおければ、フィールド全面的に基準を満たせなくて、ちょっとフィールドが全体的に硬くなっている状態になっているということですので、この結果によって、基準取得が困難ということになっております。以上です。

**議** 長 町長。

**町** 長 ちょっと補足します。社団法人日本ホッケー協会の中に、中にといいですか、JHAというのがあるんですけども、そのフィールドの公認規定というのが示されておまして、その中で規定がされていると。

先ほどもう一つ、そのどこがしたのかというところで、協会が指定するM

CCスポーツという人工芝の業者がありまして、そちらのほうで検査を行っているというふうに聞いております。以上です。

**議 長** 小田議員。

**1 1 番 小 田** 1 1 番、小田です。今度がウォーターベース仕様になるというふうなことなんですけども、維持管理費がちょっと高くなるのではないかと、いうふうにちょっと考えるんですけども、この維持管理費あたりはどうなるのかをお尋ねします。

それと、もう一つが、あそこは結構町内の方、いろんなグループとかが利用されておりますけれども、町内の方の利用にあたっては、減免がされているというふうな状況を聞いていますけども、その町内の方が利用した場合の減免の基準というあたりは明確にされているのか、お尋ねいたします。

**議 長** 町長。

**町 長** 利用の減免等につきましては、多分観光協会が独自になされているのかなと判断しております。行政のほうから、そういう減免措置とか、そういうのはしておりませんので、観光協会が独自に地元の方が使われるときはいくら、町外の方はいくらというふうに決めていらっしゃるんじゃないかと判断しているところでございます。

維持につきましては、今後の検討課題等もありますけれども、利用料を受けるとか、そういうところも考えられるかと思いますが、今後の検討課題となりますので、ご理解のほうお願いいたします。

**議 長** 炭谷議員。

**5 番 炭 谷** 関連ということで。先ほど副町長のほうからもありましたけれども、私どもが川棚町でホッケーの競技というものが、県外でもチームは高校生でも少ないし、一般的まで広がっていないという面もあるんですけども、そういった中でしていくというのであれば、なぜこのホッケー場に1億8,000万かけるのかっていうようなことも、町民の中には、何でというような声もあろうかと思っておりますので、私が先ほど質問して、答弁していただいたようなことを、川棚町の町民には、やはり公開していただきたい。そういったものを、逆に宣伝として使用頻度を上げていく、また、今も前質問者のほうからあったわけですけども、私どももあそこを利用した場合、グラウンドゴルフで利用するわけですけども、そういった場合の使い

道というのは、柔軟に対応していくと思うし、逆にホッケー以外の競技をした場合には、そういったもので芝の摩耗とかいったような、そういったものが進むんじゃないかと思imasるので、できるだけそういった金をかけているということで、広く町民、あるいは近辺の町民にもホッケー以外でも使えるというふうなことを、やはり宣伝といいますか、そういったことを知らせ、広く町民・県民に使っていただけるような施設にしてほしいというふうなことを私は思っておりますので、その今後の在り方について、やはり方針を持って行って、委託をしてもらうという方向がいいんじゃないかと思imasるので、是非そこら辺の考えもあろうかと思imasるので、何かそういった将来についての利用方法というものがあれば、是非聞きたいし、必ず、やはりこれだけの金をかけて、川棚町はホッケー場を作っているんだということを公開していただくというふうな、この2つのことについて質問したいと思います。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 炭谷議員からのご提言として承りますけれども、先ほどから何度も何度も説明しておりますように、今後の利用方法等は私をはじめ、教育次長からも説明がありましたので、そういう形で使用をさせていただきます。

なお、炭谷議員もグラウンドゴルフで使われているということですので、それだけお金をかけておりますので、大切に使っていただきたいと思うところでございます。

今後につきましては、そういうグラウンドゴルフ、ホッケーのほかに、ウォーターベースですので、ある程度競技の幅が広がってまいります。

その中で何ができるのかっていうのは、今後協議させていただいて、今後広報誌等で広く町民の皆様方に伝えていきたいと思っているところでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。山中議員。

**1 2 番 山 中** 1 2 番の山中です。今回の工事に当たっては、予算書によりますと、1億7,000万程度の地方債っていう財源が記載してありますが、この地方債1億7,000万は何年かかって償還されるのか、また、年間の償還額はどのくらいになるのかがわかっているならば、教えていただきたいと思imas。

います。

**議**            **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** お答えします。一般的には、最大30年程度の様々な起債メニューがございますが、まだちょっと、その申請のタイミングにきておりませんので、こういった形で償還をしていくのかというのは、今後検討していきたいと考えております。

**議**            **長** 町長。

**町**            **長** 3月の再審査の折に、今年度をもちまして、しおさいの湯のほうの償還が終わりますので、そこで1,400万、そこで起債の部分が浮いてまいりますので、そういうところを活用しながら、今後の償還に入れ込んでいきたいと考えているところでございます。

それで今、何年でということは、ここではお答えできませんけれども、そのように予算のときに説明をさせていただいております。以上です。

**議**            **長** ほかに質疑はありませんか。山中議員。

**1 2 番 山 中** 12番、山中です。先ほどからいろんな競技ができるっていうふうに、そういうほかのスポーツでも利用できるというふうにおっしゃっていますが、ホッケー、それからグランドゴルフなどとおっしゃっていますが、ほかにどのようなスポーツができるのか、サッカーなどもできるのでしょうか。

**議**            **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。山中議員のご質問にお答えします。ゴム底のシューズであれば、何でも可能とお伺いしております。ホッケー、サッカー、フットサル、アメフト、野球、ラクロスとかグランドゴルフ、ハンドボール、テニスなどですね。いろいろなゴム底のシューズであれば、可能というふうにお伺いしております。以上です。

**議**            **長** 山中議員。

**1 2 番 山 中** いろいろなスポーツができるということですね、ゴム底であればということであれば。先ほどから、ほかの議員もおっしゃっているんですけども、もっと宣伝をして、たくさん利用していただいて、できるだけ早めに地方債とかが償還できるように努力をしていただきたいと思います。以上です。



議 長 ほかに質疑はありませんか。炭谷議員。

5 番 炭 谷 起債の返還方法についてですけど、以前私どもが議会で初め聞いたのは、1年間で1,700万の10年間だっていうふうに償還をしていきたいというようなことを言われたと思うんですけど。そこが、今答弁にあったように、変更という意味ですかね。

議 長 町長。

町 長 はい。繰り返しになりますけれども、起債償還の方法については、今後検討するという事になっておりますので、あくまで予算の折には、そういうことがあり得るということで、回答をさせていただいたところでございます。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

5 番 炭 谷 すみません確認ですけども、当初いった1,700万の10年間の返済が明らかに、検討を含めた上で変わっていくという事の確認でよろしいですね。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 先ほど、町長からも答弁ありましたとおり、しおさいの湯の償還も一定終わりますので、来年度以降に償還計画がございますので、その償還計画の中で、どの程度負担できるかということを含め、償還計画を立てていきたいと考えております。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。毛利議員。

7 番 毛 利 はい。入札について、お尋ねしたいんですが。

これまで、箱物であるとか、ちょっとした大きい案件になると、町外ばかりの業者さんに指名発注が行われていたと思います。

以前は、地元の取引会社なんかも陳情・要望に来られて、そういった入札に参加をさせてほしいということで、よく来られていたのを覚えています。

今回は4者ですかね、地元の町内の業者に指名を行われておりますけれども、今後も地元の業者の育成、活用、町の活性化を含め、積極的に町内業者の指名、入札を行っていただきたいと思っております。その辺は今後いかがお考えでしょうか。

議 長 副町長。

副 町 長 はい。指名業者の選定委員会の委員長の立場として申し上げます

す。毛利議員のご提案のとおりといたしますか、今後も、ある一定の基準を満たすということであれば、積極的に町内の事業所、企業を選定をするという形になろうかと思えます。

あくまでも、金額によって入札する業者の数も決まってくるので、その中で基準を満たす町内の事業所を選定していくという形になると思えます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号「工事請負契約の締結（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事）」の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり可決することに、異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第28号「工事請負契約の締結（川棚大崎自然公園交流広場人工芝改修工事）」は、原案のとおり可決されました。

(11 : 05)

議 長 ここで、皆様にお諮りをいたします。本臨時会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じました、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、川棚町議会会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。会議を閉じます。令和5年7月川棚町議会臨時会を閉会いたします。

ご起立願います。どうもお疲れ様でした。

( 1 1 : 0 6 )

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長                      村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員                      炭 谷 猛

会 議 録 署 名 議 員                      辻 清 人